

日韓国交正常化以前の借款交渉

——一九六三—六四年における日米韓の外交活動を中心に

吉澤文寿

はじめに

第一章 問題の所在—先行研究の整理

第二章 一九六三年における借款交渉

第一節 国交正常化以前の民間借款に対する基本政策

第二節 借款交渉の具体的事例

第三章 一九六四年における借款交渉

第一節 吳定根前国家再建最高会議最高委員による交渉

第二節 日本政府による二千万ドルの対韓緊急援助

第三節 PVC工場及び第五セメント工場建設と日本からの

資本財導入

第四節 韓国世論への対応—借款交渉のもう一つの目的
おわりに

はじめに

本稿は一九六三年から一九六五年までの日韓国交正常化交渉（以下「日韓会談」）の過程を明らかにするものである。日韓会談とは、一九五一年一〇月に始まった予備会談から一九六五年六月の日韓条約締結までの「一四年交渉」のことであり、それは三つの時期に区分できる。すなわち、一九五一年一〇月の予備会談開始から一九五三年一〇月の「久保田発言」による決裂まで（第一期）、日韓会談

が中断した後、一九五八年四月に会談が再開してから、一九六〇年四月の李承晩政権の崩壊によって再び中断するまで（第二期）、そして一九六〇年一〇月から日韓会談が再開し、一九六五年六月の条約締結、そして同年一二月の批准書交換まで（第三期）である。尚、日韓会談は実際には米国が強く関与した、いわば「三国間交渉」といっても過言ではなかったという点をあらかじめ付け加えておきたい。

ところで、この交渉で最も重要な議題は請求権問題であったが、それは一九六二年一二月までにいわゆる「大平・金鍾泌メモ」を基にした原則的な合意が日韓間で成立したことで、いわば峠を越した。しかしながら、日韓条約が成立するまでに、さらに三年を費やしたのであるが、この時期に関する研究はその重要性にもかかわらず、一九六二年以前を対象とするものに比べて進展していない。そこで、本稿では国交正常化以前、具体的には「大平・金鍾泌メモ」に基づく合意成立を前後する時期からすでに進められていた民間借款の政府承認をめぐる日韓交渉（本稿では単に「借款交渉」と略記する）に注目する。そして、同交渉において、日韓国交正常化が達成されるために乗り越えらるべき諸問題について、交渉当事者がその解決を試みる過程を批判的に考察したい。

ここで、日韓国交正常化が達成されるために乗り越えらるべき

諸問題というのは、交渉当事者、すなわち日本、韓国、そして米国の日韓会談担当者が交渉を終結させるために念頭に置いたと考えられる諸課題を指す。その課題とは、第一に、ベトナム戦争の激化、フランスの中国承認・中国の核実験成功などによってもたらされた東アジア冷戦構造の緊張深化であり、第二に、韓国における日韓会談反対運動によってもたらされた、対日関係をめぐる韓国国内での政治的緊張であり、第三に、資金不足などによる韓国の経済開発計画の困難及びIMF八条国への移行、OECD加盟などに伴う開放体制がもたらした不況という、日本の経済的停滞であり、第四に、日韓会談の諸議題の不進展、とりわけ漁業交渉の不進展などである。これらのうち、特に第二、第三の課題が借款交渉に直接関連する。

このような点を踏まえて、一九六三年から一九六五年までの日韓関係を概観してみたい。まず、一九六三年は韓国大統領選挙もあって、日米両国が韓国の政治状況を見守っていた感があり、日韓会談はほとんど進展しなかった。しかし、一九六三年一月一日の金溶植外務長官米國訪問、一月一六日から二〇日までの大野伴睦訪韓⁽²⁾、一九六四年一月のラスク米國務長官の訪日（二七・二八日）・訪韓（二九日）、三月一〇日の日韓農相会談開始、一二日の日韓会談再開、一六日から二三日までの韓国国会議員団の日本訪問など、一九六三年末に第三共和国が発足する前後に、再び日米韓間の外交

活動が活発化し始めた。ところが、一九六四年六月には韓国で日韓会談反対運動が反政府運動に転化したために戒厳令が布かれるという、所謂「六・三事態」が発生したことにより、日韓会談が中断してしまった。以後、日韓は国内問題としての「日韓問題」にも配慮しなければならず、米国もその点に関心を向けざるを得なくなった。

一九六四年八月十七日のブラウン (Winthrop G. Brown) 駐韓米大使・李東元外務長官会談、バンディ (William P. Bundy) 米國務省極東担当次官補訪日 (九月二八〜三〇日)・訪韓 (一〇月一〜三日) などを通して、日米韓の交渉当事者は日韓会談再開の糸口を模索し続けた。さらに、ベトナム戦争や中華人民共和国の動きなど、アジア情勢も緊迫してきた。そして、一二月三日に第七次日韓会談が開始されると、一一〜一五日の牛場信彦外務省審議官訪韓を経て、一九六五年二月に椎名悦三郎外相訪韓及び日韓基本条約仮調印が実現した。その後、四月に日韓三協定の仮調印、六月に条約調印、さらに韓国では八月、日本では一二月に条約が批准されるといふ矢継ぎ早の展開により、日韓国交正常化が実現したのである。

このような展開をみると、一九六四年の段階で直接的には韓国における六・三事態のために日韓会談が中断に追い込まれたのに対して、一九六五年の状況は、日本と韓国において反対運動が激しく展開したにもかかわらず、日韓会談が再開するや否や、懸案が一举に

妥結し、日韓基本条約及び諸協定の調印及び批准が達成され、日韓国交正常化が実現したといえる。そうであるならば、一九六五年に日米韓三国が日韓国交正常化を成し遂げるためにはそれ以前の段階とりわけ請求権問題における「大平・金鍾泌メモ」による合意以降の日韓交渉において、このような懸案の一举妥結を実現させるような過程があったのではないかという仮説が提示できると思う。以下、この仮説に沿って議論を進めたい。

第一章 問題の所在―先行研究の整理

まず、本論に入る前に、主に一九六三年から一九六五年までの日韓会談を扱った研究及びその経済的側面に焦点を当てた研究を中心に、それらの成果を整理しておきたい。まず、日韓会談研究の推移を概観すると、一九八〇年代以前には回顧録やルポルタージュ、新聞記事などを利用した、概略的な叙述が目立った。⁴⁾特に、この時期の日韓会談研究は、その最重要アクターは米国であるとして、米国の極東政策および日韓会談への関与を最も問題視した。そのため、この時期における日韓会談の叙述もまた、日韓条約が米国の極東軍事政策の一環であると強調するものが多かった。⁵⁾

その後、一九九〇年を前後する時期から、部分的に公開されるよ

うになった日韓会談の会議録や米国の外交文書などの一次資料を駆使した、本格的な実証研究が現れ始めた。以下、この時期の研究で主なものをいくつか取り上げてみたい。

まず、李鍾元は「韓日交渉とは韓国と日本との間の「二国間交渉」というより、その最初の段階からアメリカを主要アクターとする「三国間交渉」の様相を呈していたといえるほど、アメリカの存在は大きかった⁽⁶⁾と前置きしつつ、ケネディ政権及びジョンソン政権の外交文書を利用し、これらの政権による日韓会談政策を全面的に書き直した。すなわち、李鍾元によると、ケネディ政権期には、池田政権が米国のアジア冷戦戦略への加担を意味する日韓会談推進に積極的だったため、対日関係改善に積極的な張勉・朴正熙政権成立にも拘わらず、米国は「舞台裏の調停役や日本国内の対韓積極論者への働きかけに重点を置いた⁽⁷⁾」という。その後、ジョンソン政権が成立すると、米国はベトナムへの介入拡大を選択するとともに、「関与の公式化」、すなわち日米・米韓間の高級レベル会談などで公然と日韓国交正常化の実現を促した。そして、朴正熙政権がこれを積極的に利用することで、池田政権の微温的な態度に圧力が加わり、さらに佐藤政権が成立した後、日本が「安全保障重視型対米協調路線」を選択することにより、米国の国益にかなった日韓国交正常化が実現したとい⁽⁸⁾う。

木宮正史は一連の研究において、韓国の朴正熙政権が自己完結的な国民経済の達成としての内包的工業化戦略から冷戦利用型の輸出志向型工業化へと国家戦略を転換したと評価し、それらの戦略と対日政策との関係を考察した。すなわち、木宮によると、韓国政府は、韓国経済の対外従属性、対外脆弱性を強めることになるにもかかわらず、「日韓国交正常化を契機とする日本からの外資導入と原資材輸入による輸出志向型工業化、ベトナム派兵と直接的な因果関係を持つベトナム特需」を追求したのであるが、その決定的な要因は「国益は冷戦構造の下に犠牲にされるのではなく、逆に冷戦構造を国益追求のために利用しようとする冷戦認識の転換」にあったということである⁽⁹⁾。ただ、これらの木宮の議論は「日韓国交正常化交渉に関する実証的研究それ自体ではな⁽¹⁰⁾く、「韓国政府の冷戦利用型の輸出志向型工業化戦略に対する明確な意志を抽出することが目的である⁽¹¹⁾」が、その後の木宮の研究において、日韓会談における韓国政府のアプローチに対する歴史的考察がなされている⁽¹¹⁾。

また、李元徳は日本政府の対韓政策に重点をおいて考察し、国内政治勢力を「積極論（早期妥結論）」、「消極論」、「反対論」に分類、さらに財界の動向などにも関心を払って実証的な検証をおこなった。ここで「積極論」とは岸信介、石井光次郎、佐藤栄作らの議論で、安全保障の文脈から会談早期妥結を主張する論調であり、「消極論」

とは、池田勇人、河野一郎に代表される議論で、岸らに対抗しつつ、「第二の安保」としての日韓会談推進に慎重な論調である。これら二つの論調が基本的に日韓会談推進派であるのに対して、「反対論」は社会党・総評、共産党ら、いわゆる日韓会談反対運動の推進勢力による日韓会談そのものを阻止しようとする論調である。このように分類した上で、李元徳は、池田政権が消極論を基礎として、日韓会談において経済協力の推進を重視したアプローチを試みたのに対して、佐藤政権になって、消極論が退潮し、対米協力を通じた国益追求（具体的には沖繩返還交渉）をにらんだ積極論が台頭することによって、米国の強い要請に応えるというかたちで日韓会談が推進されたと論じた。そして、李元徳は「日韓会談はもともと過去の清算を通じた戦後処理にその中心的な目的があったにもかかわらず、「冷戦の論理」「経済の論理」に振り回されたあまり、本来の姿とはかけ離れたかたちで決着がついてしまったのである」と結論づけた。⁽¹²⁾

そして、高崎宗司はこれらの研究成果を踏まえつつ、日韓会談に対する自らの先駆的な研究成果をまとめ上げた。同書において、高崎は当時確認できる資料のほとんどを用いて、日本の敗戦から日韓国交正常化に至る過程を克明に記述した。特に、高崎は日本政・財界やマスコミの言説にも注目して、彼らの対韓認識における「植民地支配責任」の欠如を明らかにすることで、日韓間の（そして日朝

間にも共通する）諸問題が日韓基本条約及び諸協定によって決して清算されていないと主張した。その上で、高崎は現在の戦後補償や日朝国交正常化交渉において、日本の「植民地支配責任」の所在とその解決について明確にすることで、日韓基本条約及び諸協定を乗り越える努力の必要性を鋭く提起した。⁽¹³⁾

次に、日韓会談における経済的側面を考察した論文を取り上げたい。まず、木村昌人は財界、特に関西財界に焦点を当てて、日韓国交正常化に対する財界の動きを検討した。具体的には、韓国情勢の調査分析及び日韓財界人交流（経済使節団の訪韓など）を精力的に推進した日韓経済協会の活動と、関西財界の中心的存在であった杉道助が第六次日韓会談の日本側首席代表に選ばれたことについて検証し、それらが「国交正常化後、日韓経済協力の担い手となる日本財界の対韓認識を好転させ」、「韓国の朴政権に対して、日本財界の積極姿勢を印象づけたこと」を明らかにした。⁽¹⁴⁾

また、金斗昇は、従来の日韓交渉研究は池田政権の対韓政策を「経済外交」と位置付けて「対米自主性を否定する傾向が強い」と整理した上で、池田政権の安全保障政策、米国の対日圧力の限界、当時の大平正芳外相の安全保障観を論じて、池田政権の対韓政策を「単に経済外交として位置づけるのは妥当ではなく、またそうした見方は池田政権のそれまでとは違った安全保障政策に対する取り組

み方、すなわち経済的な側面の重要性を強調し、実際にそれを安全保障政策に活用したことによって生じた⁽¹⁶⁾」ものであると結論づけるとともに、「日韓交渉が日本の一定の自主性に基づいて遂行された⁽¹⁷⁾」点を強調した。

以上のような研究史整理をふまえて、日韓国交正常化が実現した要因を検討するために必要な視角を二点指摘したい。第一に、日韓会谈における議論の展開について述べると、一九六二年までに請求権及び経済協力問題については大筋の合意をみたものの、基本関係、漁業、在日朝鮮人の法的地位などの残された問題をどう解決するかという問題は一九六三年以後に持ち越された。さらに、請求権問題についても経済協力の実施条件や、請求権と経済協力との関係の条文化など、残された課題があった。これらの問題を解決すること無しに日韓国交正常化はあり得なかつたのであり、そのような意味で、一九六三年以後の日韓交渉を実証的に検討する必要があるといえる。第二に、日本及び韓国国内の状況については、日本及び韓国(そして米国も含めて)の交渉当事者が国内の反対勢力及び世論をどのように分析し、どのように対処していったのかという問題がより本格的に取り上げられるべきである⁽¹⁸⁾。

また、本稿において日韓国交正常化以前の借款交渉に注目する理由として、さらに三点を挙げたい。まず第一に、資料の公開状況と

いう現実的な問題である。現在も日韓会谈関連の一次資料が原則的に非公開であり、利用可能な外交安保研究所蔵韓国政府外交文書のうち、借款交渉については資料が比較的まとまっており、実証的考察が可能だと判断したことによる。第二に、借款交渉は請求権問題と非常に深く関連する問題であるということである。一九六二年一月に大平外相と金鍾泌韓国中央情報部長によって取り交わされた「大平・金鍾泌メモ」は請求権問題の解決及び日本の対韓経済協力の実施についての原則的なガイドラインを示したものであるが、民間借款の実施は「大平・金鍾泌メモ」による日韓合意の内容に関わる問題であり、一九六三年以降の請求権問題の展開を考察する上で無視できない内容を含んでいる。最後に、請求権以外の諸問題との関連で述べると、比較的まとまった資料がある借款交渉の動向をまとめつつ、断片的な資料によって明らかにされうる諸事例をそれと連結させることで、一九六三から一九六五年までの日韓関係をより動的に捉えることが可能であると考える。

第二章 一九六三年における借款交渉

第一節 国交正常化以前の民間借款に対する基本政策

まず、日本政府及び韓国政府は、借款実施の時期についてどのように考えていたのかという点を検討したい。日本で対韓延べ払い輸出が検討され始めた時期がいつか定かではないが、遅くとも一九六三年三月の段階において、日本の国会でこの問題が取り上げられるようになっていた。⁽¹⁸⁾ 襄義煥駐日大使の報告によれば、日本政府が意図するところは「直接的に韓日会談と関連するというよりは、対韓経済協力をする時期になったという見地」から、「金・大平合意事項である一億ドル以上の民間ベースによる経済協力をケース別に推進しようとする」ことであったという。⁽¹⁹⁾

一方、このような日本側の動きに対して、韓国政府は日本からの延べ払い輸出を受け入れるかどうかという問題について、当時推進中の第一次経済開発五カ年計画や、国交正常化以前の民間経済協力を受け入れるための国内法規の整備などを検討し始めた。その具体的な動きとして、四月一日に外務部経済協力課が原案（「経済外交調整委員会会議資料（問題…国交正常化前の韓日経済協力）」を作成し、二〇日付でその成案が関係各部（経済企画院、財務部、農林部、商工部）に配布され、二三日には経済協力課により、経済外交調査委員会が招集され、同文書をもとに議論がなされた。

この「経済外交調整委員会会議資料」の内容は次の通りである。まず、経済外交調査委員会の開催趣旨として、同文書には「政府で

は経済開発五カ年計画の事業を促進させ、国内の経済的な難関を打開するための一つの方策として「長期決済方式による資本財投入に関する特別措置法」を改正し、日本からの輸出信用による資本財の投入を可能にしました」と前置きしつつ、「従って、前記の問題と関連する諸般事項を検討し、国交正常化前の韓日経済協力の範囲と対象、そしてこれに対する政府の方針を明確にしつつ、我々の対外交渉をより強力に展開できるようにし、同時にこれに付随して発生する憂慮がある悪影響を事前に防止しようと思ひます」とあり、すでに韓国政府が国交正常化前に日本からの経済協力を受け入れる方針であることが示されている。

次に、「会議参考資料」という項目を見ると、日本の積極的な対韓経済政策の背景として、次の六点が挙げられている。「(一) 生産過剰による滞貨を消化しようとする。こと、(二) 工業国家のプラント輸出競争が熾烈化しているため、対韓輸出市場をあらかじめ確保しようとする。こと、(三) 西欧諸国の対韓進出に刺激されたということ、(四) 韓国の対日負債を拡大させつつ、韓日会談をより有利に導こうとすること、(五) 米国を中心とした自由陣営国家の一員として、韓日両国の経済協力は不可避であるということ、(六) 日本国内の民間企業体間に韓日経済協力に対する気運が高潮している」ということ。⁽²⁰⁾ このように、この資料では日本の動きについて、

日本経済の状況、韓国市場の確保、日韓会談への影響など、多様な要因が検討されている。

また、米国の対外経済援助政策について、同文書は「米国は長期的な経済安定と発展が究極的に共産化を防止するのにもっとも効果的な方案になるという観点から、低開発国家の経済的な成長と安定を促進させる方策を講究している」と前置きしつつ、「米国は極東における共産勢力に対する対抗策として、アジア地域の自由陣営国家相互間の提携と協力による経済的な成長と安定を希望しており、特にこれについて日本の経済的寄与と役割を重要視している」と指摘し、米国も日本の姿勢を支持しているとの見方を示した。

その上で、同文書は「日本はColombo Plan、D・A・C(経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会：著者註)をはじめとする各種国際機構で援助国家としての役割を果たしており、特にアジア地域の国家間の経済協力について占める比重は非常に大きいのである。従って、アジアに位置する我が国が経済開発及び拡大を期するためには日本との協力は不可避なのである」という外務部経済協力課の見解を示したのである。

この経済協力課の見解に対し、経済企画院から「国交正常化前の日本からの外資導入方針(案)」という文書を通して回答があった。それによると、経済企画院は、(一)「政府事業及び政府企業体の事

業のための日本からの外資導入は経済閣議の議決により、その事業の適格可否及び対日外資交渉の承認を受けねばならない」ということであるが、その手続きにおいて、経済企画院が「日本からの外資導入適格事業承認」及び「交渉承認願」の提出を受けて経済閣議に諮ったり、対日交渉の承認決定を行う、(二)「民間事業の外資導入は対日請求権と関連させないということを契約上に明文化し、挿入しなければならぬ」という立場を示した。すなわち、経済企画院は日本からの外資を導入する際に必ず経済企画院を含めた経済閣議を開く必要があることと、国交正常化以前の借金を日韓会談で交渉中の対日請求権とは関係ないものとするという二点を要求したのである。

また、商工部は「国交正常化前の韓日経済協力」と題する文書で、その意見を示した。その意見は、四点にまとめることができる。第一に、商工部は「資本導入方法としての投資や借金は現行外資導入(促進法の)適切な改正によって可能であり、日本といっても区別して扱うことはできない」と、国内法の整備が先決だと主張した。第二に、「日本との地理的及び歴史的連関性を勘案し、一般化された法の改正で扱うとしても、その適用面では適切な限界を設けて、将来の我が産業や経済が日本の資本を導入することで、日本への依存度または隷属性が生じうるといふ蓋然性を十分に考慮し、格別な

注意をしなければならぬ⁽³⁰⁾」と述べ、日本の対韓経済侵略に対する注意を喚起した。第三に、基本的に楽観しているものの、特に韓国市場向けの消費財を生産するための施設あるいは機械の導入に対しては「(日本資本は)生産品の質と価格が(国内資本よりも)優位にあるだろうと予想され」、そのため「生産品が国内市場を風靡することになり、既存生産業界に相当な打撃を与える⁽³¹⁾」ので、その導入にあたっては「(一)国内用消費財生産を目的とするが輸入原資材、輸入中間製品を生産するもの、(二)特許がある施設または機械、(三)国内老朽施設及び機械の代替⁽³²⁾」といった「優先順位」を考へるべきだと提言し、国内経済への影響を考慮すべきであると述べた。最後に第四として、「償還問題」について言及し、とりわけ「請求権」を名目に受け取ると説明されている資金(「賠償」と民間ベースの借款とを区別し、「賠償による投資資本導入は公共投資部門に限るようにする」ことと「民間ベースによる投資または資本導入は賠償と連関させずに民間ベースで決済されるようにする⁽³³⁾」ことを提案した。さらに、商工部は経済企画院と同様、この民間ベースの借款は「賠償問題とは画然と分離させねばならぬだろう⁽³⁴⁾」と附言したのである。

以上のように検討すると、韓国政府内部では国交正常化以前に日本から民間借款を導入する準備を進めていたが、その借款を対日請

求権と関連させるべきでないとする議論が大勢を占めていたといえる。すなわち、韓国政府は請求権交渉の結果としての大平・金鍾泌合意に基づく一億ドル以上の民間借款とは区別して、日本からの借款を受け入れようとしたのである⁽³⁵⁾。後述するように、この方針が一九六四年の借款交渉においても、韓国政府の基本的立場として維持されるのである。

第二節 借款交渉の具体的事例

次に、一九六三年の時点ですでに進行していた民間借款の事例を検討しておきたい。まず、蔚山第三肥料工場の場合、一九六二年二月の段階で、神戸製鋼との借款交渉が進んでいた。一九六二年二月一日付の裴義煥駐日大使の報告によると、同日の午後三時半、神戸製鋼専務取締役安並正道他二名が駐日代表部のイ・ムンヨン(이문용) 経済課長を訪問し、神戸製鋼と日本外務省経済協力局との会谈内容に関する確認書を伝達した。その内容は、「本日、本社と韓国関係者との間で交渉中の蔚山肥料工場建設プロジェクトを、日韓交渉の結果供与すべき借款に組入れる可能性について、外務省甲斐経済協力局長にたざしたところ、一、借款協定が成立し、その内容に照らして、本件プロジェクトが、適当なものである事が明

らかとなり、かつ、二、韓国政府において、本件プロジェクトを優先的に上記借款の対象とすることを希望する場合には、日本政府としても本件プロジェクトに対する借款適用を好意的に考慮する用意がある旨の説明があった⁽³⁸⁾というものであった。

しかし、その一週間後の裴義煥の報告によると、先の確認書について駐日代表部が日本の外務省経済局アジア課に照会したところ、「外務省当局としてはこの問題が韓日会談と関連性があるので、韓日会談成立以前でも借款を供与できるかどうかの可能性如何については確認が難しい立場にあり、大蔵省、通産省などが直接関連する問題なので、外務省単独で態度表明することができない」との回答があったという⁽³⁹⁾。

結局、この交渉は一九六三年四月一日午後八時に蔚山肥料工場李秉喆社長が神戸製鋼と借款契約を結ぶことで一段落した⁽⁴⁰⁾。裴義煥の報告によると、その内容は「尿素年産二五万トン規模のプラント代金約四一、五百万ドルを前受金二〇パーセント（約一百万ドルは契約時支払い、約七百万ドルは船積みの際に分割支払いするCG発給）、残りの八〇パーセントは最終船積みの後、一年半据置で五年間元利均等（年利六パーセント）支払いとすることになっており、建設期間は契約後二年半、推定生産原価はトン当たり七三二七五ドル」であり、「日本側輸出商社は三井物産であり（単独）、メーカー

は神戸製鋼他五社⁽⁴¹⁾」というものであった。

ところで、この契約には「契約外事項に関する覚書(side agreement)⁽⁴²⁾」が存在した。それは李秉喆社長が自己責任で韓国政府の承認を得る一方で、日本側輸出商社及びメーカーらが日本政府の承認を得るように努力するとし、最悪の場合には神戸製鋼が自己資金で実施することを約したものであった。これについて、四月三〇日に駐日代表部の李圭星参事官が外務省の甲斐経済協力局長を訪ね、蔚山第三肥料工場建設に対する日本政府の態度を非公式的に打診した。これに対し、甲斐は日本政府は当時日韓会談で討議されていた財産請求権の未解決課題⁽⁴³⁾が解決する前に、民間借款の実質的な推進は不可能だとして、請求権問題が解決されれば本件は即時に日本政府の承認が得られるということを示唆したという⁽⁴⁴⁾。

この時期に日本政府が大平・金鍾泌合意に基づく一億ドル以上の民間ベースの借款を事例別に推進しようとしていたのは先述のとおりであり、日本政府は対韓借款実施を積極的に検討していた。但し、この蔚山肥料工場の事例を検討した結果、日本政府は大平・金鍾泌合意に基づく経済協力の実施条件の問題が解決される前に、民間借款を始めることができないという立場であったことが明らかとなった。日本政府がこのような慎重な姿勢をとったのは、大平・金鍾泌合意に基づく対韓経済協力の金額や対韓延べ払い借款供与をめぐ

て、当時の国会で野党が政府・自民党を批判していたことにも因るであらう。⁽⁶⁾

一九六三年の段階で進行していた民間レベルの借款交渉として、もう一つ挙げるべきものは昭陽江発電所⁽⁶⁾に関する借款計画である。一九六三年四月、昭陽江発電所建設に必要な民間借款導入（一五〇〇万ドル）のために日本に出張していた韓国電力株式会社の専務理事が「出張経緯報告書」という文書を襄義煥駐日大使に提出した。これによると彼らは日本の数社に対して民間借款契約を持ちかけたところ、丸紅の条件がよいので、日本政府の承認を得た後に丸紅との民間借款を事務的に進行するとしている。⁽⁷⁾

以上の状況を検討した結果、「大平・金鍾泌メモ」に基づく日韓合意が成立した頃を前後する時期に、日本政府及び韓国政府が国交正常化以前に経済協力を進めるための方法をそれぞれ模索していたことがわかる。さらに重要なことは、政府よりもむしろ民間レベルで経済協力の話が具体的に進行しており、民間企業が日本及び韓国政府の承認を求める過程で、それぞれの政府が具体的な対応に迫られていたことである。

第三章 一九六四年における借款交渉

第一節 吳定根前国家再建最高会議最高委員による交渉

一九六四年になると、借款交渉は様々な形式で進められることになった。ここで述べる吳定根前最高委員の滞日活動は、日本政府及び韓国政府が民間レベルで進行していた借款契約の承認に踏み切れなかった時期における、いわば裏面交渉の事例として注目される。

一九六四年一月一四日、吳定根は襄義煥駐日大使と面談した。襄義煥駐日大使の報告によると、吳定根が「推進しようとしている業務のたいたいの内容は約三千万ドルに該当する原資材（両国政府が同意する品目）を政府間ベースで日本から導入し、これをなるべく三年据え置きで三年分割で、我が国の農水産物で償還するようにする取引を成立させようとする」ことだという。その後、二三日に吳定根は田中角栄蔵相を訪問し、約五分間の単独会見をした。その際、吳定根が「鋭意取引に対する必要性を述べた」ところ、田中蔵相は「その必要性を是認し、日本外務省の本件に対する方針が立てられて、大蔵省に提起されるよう望んでいる」ようであったという。また、田中蔵相は「韓国側がもう少し迅速に行動してくれることを望む」と述べつつ、日韓会談とこの借款の問題について、韓国政府の積極的姿勢を求めたという。

田中蔵相との面談で好感触を得た吳定根は「代表部が政府訓令の

もとに日本外務省と接触、交渉するのがよい」と述べ、韓国政府の方針として国交正常化以前の政府間ベースの借款交渉を進めるべきだとの見方を示した。裴義煥がこの呉定根の意見を韓国政府に報告すると、韓国政府内で意見調整が行われた。このとき、例えば、韓国外務部通産局は「当局の意見としては政府間ベースで約三千万ドルに該当する原資材を日本から導入することになれば、懸案中の対日財産請求権問題を含めて、(日韓会談)全体に影響を及ぼすだろう」という意見を提示し、依然として日韓会談への影響を考慮した慎重な姿勢を示した。その結果、二五日、丁一権外務部長官は「政府は正式交渉の指示を出すことができないので、引き続き個別的交易を進めるように」と回答し、今しばらく呉定根の動向を静観する方針を駐日大使に伝えたのであった。⁽³²⁾

しかし、このことは韓国外務部が呉定根を無視したことを意味しなかった。裴義煥は呉定根がこれからも個別的交渉を続けるだろうという見通しを示しつつ、「しかし、呉定根氏による政治家レベルのみの交渉では結論を得ることができないと思うのであり、経済安定のための諸般国内情勢に照らして本件の取引の実現が必ず必要ならば、実務レベルの交渉の並行がなければならない」と進言した。⁽³³⁾これに対し、外務部亜州局も呉定根が進めている交渉について、「この間、当局は同交渉と対日請求権問題との関連如何を検討した

が、これは相互関連がない別個の問題だ」と判断するに至っており、⁽³⁴⁾外務部は請求権と分離したかたちなら、国交正常化以前でも日本との借款交渉の推進は可能だという見通しをもっていたと推測される。その後、二月一日に裴義煥は呉定根の裏交渉(幕後交渉)を誘導したとされる三浦義一に面会するよう朴大統領から指示され、一日に呉定根、方公使、李(圭星)参事官、経済企画院駐在員を同席させて、面会した。その際、三浦は一九六四年七月に行われる自民党総裁選挙で池田勇人が三選されるのは難しく、予備選でも河野一郎より佐藤栄作の方がいるなどと発言したので、裴義煥は三浦を、岸信介、佐藤栄作、田中角栄により近い人物であると判断した。また、三浦が早急な日韓国交正常化のために日韓首脳会談が必要であり、韓国側が望むなら、河野一郎や佐藤栄作との面談を斡旋すると述べたり、さらに韓国雅楽の日本公演を読売新聞に斡旋した事実などを述べたことから、裴義煥は「韓国の利益になることに努力する意志があり」、「相当政治的な影響力もある」人物であると判断するなど、非常に好意的に評価した。

とりわけ、裴義煥は緊急借款問題についての三浦の発言に関心を示した。裴義煥は三浦の発言の内容について、次のように報告した。「緊急借款問題については三浦氏は田中大蔵大臣がすでに了解しており、田中大蔵大臣と大平外務大臣とは閣僚の中でも極めて親しい

仲であるからこの問題を正式に大使が大平外務大臣に要請すれば実現が可能であると述べました。万一思い通りにならなければ、私がい再び話すると述べました。また、彼は大平外務大臣に大使が正式に要請することになれば、閣議のような場が出られるだろうし、そうならば田中大蔵大臣がその必要性を支援する発言をするだろうと述べました⁽⁹⁾。また、呉定根はこの件について、「日本政府の財政を掌握して、むしろ対外借款の供与に常に慎重な態度で臨む大蔵大臣が外務大臣を通じて韓国側の要請提起を示唆しているので、(裴義煥)大使が大平外務大臣に正式に要請するのがよいだろう」と述べ、これと合わせて池田首相にも接触して、その心中を把握しなければならぬと進言している⁽¹⁰⁾。これらを受けて、裴義煥は「以上のことを総合検討すると、懸案の韓日会談関係諸般問題と肥料購買問題など、複雑な問題があり、したがって時期的に多少の疑懼がなくはないが、経済安定のための諸般国内情勢に照らして本件の交渉の実現が絶対必要だという前提に立つならば、まず大平外務大臣の意中を打診し、推進してみるべきだと思われまゝ。もちろん大平外務大臣の意中の打診のために接触することについて、大使による接触が適当でないとは判断されるときには再度呉定根氏による接触も可能であるろうし、日本外務省との実務者レベルの内密的な打診も考慮できると思います⁽¹¹⁾」と報告し、この件の推進に前向きな姿勢を示した。

この時点以降、呉定根による借款交渉に関する資料は確認できていないので、この交渉の最終的な結末は不明であるが、おそらくこの交渉自体は立ち消えになったものと思われる。ただし、交渉の内容から推測すると、後述する韓国の第一次経済開発五カ年計画に關する事業に対する借款交渉と並行して推進された、日本政府からの二千万ドルの対韓緊急援助をめぐる韓国側の主張に類似している点が注目されるべきである。

第二節 日本政府による二千万ドルの対韓緊急援助

日本政府による対韓緊急援助は六・三事態の後、「池田首相を通しての吉田元首相の強い要請」により、「韓国経済の危機を救援するために」日本側から提案されたものである⁽¹²⁾。これに対し、韓国側は原材料を中心に五千万ドル規模を要求したが、結局八月一四日の閣議で原材料中心に二千万ドル程度の商品援助をすることが了承された⁽¹³⁾。その後、借款の条件が「一年据置、延べ払い二年、年利五・七五%」と定められたが、韓国側がより有利な条件を求めたため、交渉が長引き、結局一月一日に「一年据置、延べ払い四年、年利五・七五%」に条件を緩和して合意し、日韓間で書簡を交換した⁽¹⁴⁾。ところで、この借款に対する日本政府の意図として、『朝日新聞』

は外務省が「生活必需品、機械部品、原材料などを延払いで輸出する」ことと、「米十五万トン、あるいはそれ相当の他の食料品を二年据置、三年払いで供給する」ことを検討していると伝えた。⁽⁶⁾つまり、日本政府は当面の韓国国民の生活苦を救うために、食料品及び消費財を中心に緊急援助をすることを考えていたのである。

これに対し、韓国側は、六月一日の日韓会談首席代表非公式折衝（以下、「非公式折衝」）において、「韓国側としては、短期的な消費財の輸入は国内の市場を乱すばかりでなく、その救援物資的な性格が韓国民の対日感情を刺激してむしろ逆効果になる恐れがあるので、工場施設や漁船など広い意味での生産財を延払いで買付け、韓国経済の体質改善をはかりたい」と要望した。⁽⁷⁾つまり、韓国政府としては即効的かつ一時的な消費財の援助よりも、持続的かつ生産活動に必要な原資材による援助を要求したのである。

また、韓国政府は六月二四日の非公式折衝を通じて、「輸出振興の一環として力をいれている保税加工貿易の衣類、造花、ミシン、カン詰めなどの原材料をゆるやかな条件で延払い輸出する」ことなどと合わせて、「韓国の無煙炭、モリブデン、海産物などの一次産品の輸入を増やし、関税を引下げる」ことも要求した。⁽⁸⁾このうち、韓国側はとりわけノリ、スルメなどの海産物の輸入量増加を日本側に求めた。

原資材による借款と韓国の海産物の輸入量増加という、これらの韓国側の対日要求はいずれも先に見た呉定根が日本で要求した内容と非常に類似している。すなわち、韓国政府は呉定根の対日交渉が何らかの理由で立ち消えになってから、「六・三事態」以後の日本政府からの緊急援助の提案に対して、改めて従来からの要求を持ち出したのであった。

これらの韓国政府の要求のうち、原資材による借款については当初の韓国政府の期待を裏切る結果となった。というのは、一九六五年四月から韓国で緊急借款の輸入申請が始まったが、施設分の九百万ドルについてはそれを七百万ドルも上回る申請があったが、原資材分の一千百万ドルが全く消化されなかったのである。そこで、同年七月に入り、韓国政府の要望を受けて、日本政府は二千万ドルのうち千九百万ドルを機械・部品等の施設財に充てるように方針を変更した。⁽⁹⁾一方、韓国からの海産物輸入については、一九六五年四月三日の日韓農相共同コミュニケにおいて、日本政府は韓国からの海産物の輸入量増加をはかることが盛り込まれた。⁽¹⁰⁾

第三節 PVC工場及び第五セメント工場建設と日本からの資本財導入

次に、国交正常化以前に実現した民間借款契約について検討した

い。ここで挙げるPVC工場も第五セメント工場も一九六二年から始まった第一次経済開発五カ年計画で建設が予定されたものである。まず、それらが日本からの借款導入に至った経緯を確認する。

PVC工場は一九六二年当初、AID(米国際開発局)借款により米国のブロー・コックス(Blaw-Knox)社と推進していたが、「建設費が高価だ」という理由で日本からの産業借款に転換した⁽⁸⁾。そして、一九六三年二月二日の第四三回外資導入促進委員会は大韓プラスチック工業株式会社と新日本窒素肥料株式会社との三〇〇万ドル建設契約借款(延べ払い導入)を承認した。また、第五セメント工場建設契約は慶源産業株式会社と日本の伊藤忠商事との間で締結された。これも前出の外資導入促進委員会で据置期間五年を七年とするという条件付きで承認されたものである。こうした経緯を以て、一九六四年一月二八日に経済企画院の要請により、外務部が日本政府に対して、これらの事業の承認を求めたところ、日本政府は「前金がない」、「(他国よりも)借款期間が長期だ」という理由で契約承認を一旦保留した。

ところで、これらの借款契約をめぐる、日韓そして米国の政府レベルの交渉において、最大の焦点は大平・金鍾泌メモとの関連性についてであった。まず、韓国政府は一九六四年四月二〇日に、外務部からの訓令を通じて、これらの借款を推進する基本姿勢を裏義煥

駐日大使に伝達した。その訓令の内容は、「一、国交前の長期決済方式による日本の資本財導入は現在または将来においてこれを請求権(無償三億ドル、有償三億ドル)⁽⁹⁾と関連させないという点に関して両国政府は明文上これを確認する措置を執るようすること」、「二、請求権のうち、一億ドル以上の産業借款に関しては今までの立場通り金・大平合意の内容により、これを請求権の枠内に含めるという立場を引き続き維持すること」というものであった⁽¹⁰⁾。つまり、韓国政府は大平・金鍾泌合意における「民間借款」も「請求権」であると説明しているが、今回の借款はそれと関連させないという立場をとっているのである。韓国政府はこの点を訓令の三点目で「金・大平合意で「一億ドル以上の産業借款は……両国政府の合意下で推進する」という原則に立脚し、同産業借款が国交正常化前にも実施されるといふ事実を形式化した形態で両国政府が確認措置を執るまで、(国交正常化時またはその前如何を問わず)それ以前に成立するすべての民間延べ払い取引は純粋な民間経済協力と見なされねばならず、これは請求権(特に一億ドル以上の産業借款)と全然関連し得ない⁽¹¹⁾」と明記し、日本政府の立場を確認するよう裏義煥に命じている。

しかし、先述のとおり、日本政府は大平・金鍾泌合意に基づく経済協力の実施条件の問題が解決される前に、民間借款を始めること

ができないという立場であり、その民間借款も大平・金鍾泌合意の範疇に位置づけていた。そのため、日本政府は韓国政府による度々の要請にも関わらず、同事業の承認を留保し続けた。その間、韓国政府は駐日代表部を通じて、この問題について吉田茂らの大物政治家に政治的圧力を要請するなど、活発な外交活動を展開したが、政府レベルの交渉は一向に進展しなかった。そのような日本政府の慎重な態度に苛立った経済企画院が日本政府の決断を促す文書を作成し、外務部に送付したのである。

経済企画院は「政府でセメント、PVC、ポリアクリル工場建設のために日本からの延べ払い輸入を許可した後、七ヶ月以上が経過した現在まで、日本政府では該当事業に対する対韓輸出を許可しないでいることについて、経済協力に誠意がないものと明らかに考えられる」として、「万一、七月三十一日までに日本政府が承認しない場合、該当事業を引き続き推進するためにはその財源を他国に変更するよう措置する計画にあります」と断言し、さらに「一方、国交正常化以前の日本からの長期決済方式による資本財導入は上記の点を考慮し、当院で再検討または中止することを考慮している」と付け加えた。

さすがに、この文書に対して外務部は早急に対応し、経済企画院に対しては必ず日本政府からの承認を得るとして、韓国政府の承認

期限である七月二十五日を多少過ぎることについて了承を請うとともに、外務部を無視した対外的発言を慎むように苦言を呈した。その一方で、裴義煥駐日大使に対して、この発言は韓国政府が出したものであることを確認させつつ、「日本政府が引き続きぐずぐずして(遅々不進)、消極的な態度を取るなら、政府承認が取り消されることもあり得るといふ暗示を与えてもかまわない」と指示し、この発言を対日圧力に利用した。

このような韓国側の強い要請に対し、日本の外務省はセメント、PVC、ポリアクリルのうち、前の二件(セメント、PVC)の契約のみを承認する口上書を七月二十五日付で駐日代表部に送付した。口上書を通して、外務省は借款契約の承認条件として、「一、これら二件の事業は、韓国五カ年計画に含まれ、韓国経済建設のため重要な事業であること」、「二、これら二件の延払い輸出は、本年五月二八日の日韓会谈首席代表第七回非公式会合において、裴(義煥)代表が述べられたとおり、一九六二年末に、日韓間で大筋の合意をみた請求権解決に関連する経済協力のうち、いわゆる通常コマーシャル・ベースの民間借款の範疇に属するものとして算入さるべきこと」、「三、これら二件が、上記二の通り、通常コマーシャル・ベースの民間借款である以上その支払い条件は、最近他国に対して同種のプラント輸出につき認められた実例(たとえば頭金一五%九年返済及

び頭金一〇％(八年返済)にかんがみ、その線まで改訂されること」という三点を示した。ここで特に問題となるのは第二点である。つまり、今回の借款契約は大平・金鍾泌合意のうち、「いわゆる通常コマーシャル・ベースの民間借款の範疇に属するもの」とするというのが日本政府の一貫した主張であった。

これに対し、韓国政府では経済長官会議が招集され、経済企画院が作成した「長期決済方式に依る日本からの資本財導入(経済長官会議案件)」が示された。その「議決本文」は「第五セメント及びP・V・C工場建設のための日本からの資本財導入に関して次のような方針で推進することを議決する。イ、本一件は対日請求権とは分離して推進する。ロ、日本政府から要求している償還条件についていったん確認措置を執るが、わが政府から要求している条件で交渉するよう、韓国側業者に指示し、その結果によって最終的に決定する」となっている。ここで重点がおかれているのは「請求権とは分離して推進」とうたっている点である。この点について、同案件は「請求権との関連については本件が純粋な民間商業取引によるものであり、請求権に関する韓日間の合意が完結していないので、これを分離して処理するようにする」と述べて、「完結」、すなわち成文化などの措置がなされていないことを理由に大平・金鍾泌合意とは分離して取り扱うべきだという、従来からの韓国政府の立場を再

確認した。

こうして、日韓間の借款交渉は日本政府の借款契約承認の条件をめぐって行き詰まると、さらに米國政府がこの問題に介入することになった。具体的には日本政府の「口上書」の修正文案をめぐって、神経戦が繰り広げられた。まず、九月三日に西山外務省経済局長と李圭星駐日代表部参事官が会談した際、西山の私案(以下、「西山私案」として、口上書の第二項について、次のような文案を伝え

THE DEFERRED PAYMENT FOR THE EXPORTS OF
THE SAID TWO PLANTS IS OF THE CATEGORY
OF THE ORDINARY PRIVATE CREDIT ON A COM-
MERCIAL BASIS AS ENVISAGED IN THE TENTA-
TIVES UNDERSTANDING REACHED BETWEEN TH
E TWO SIDES TOWARDS THE END OF 1962 (上記一
プラントの輸出に対する延払は、一九六二年末双方間において
到達された一応の了解事項中に予定されているコマーシャル・
ベースによる通常の民間信用の範疇のものである)⁽⁸³⁾

これに対し、外務部経済協力課でユン・ヨンギョ(윤영교)経済

協力課長、バク・コンウ(朴仁宇) 職員らがラマシア (LaMachia) 駐韓米国外使館一等書記官を交えて協議した際に、韓国側の対案として示されたのは以下の三案であった。

(一) 口上書第二項を完全に削除

(二) The deferred payment plant is based on commercial basis without any connection with Korean Claim

(延払いプラントは韓国の請求権と何の関係もない、コマーシャル・ベースによるものである…筆者註) に代替

(三) (二) の「without any connection with Korean Claim」を削除する(8)

このように、日韓両案に歩み寄る余地がない状況が続く中、一月五日の外務部通商局長室で行われた協議で、ラマシア書記官が「米国側の見解」として、次のように述べた。

(イ) 韓国側は日本政府に対して本PVC及びセメント工場導入を通して日本側で憂慮される第四のカテゴリーを設定する意図が無いという確言を口頭で与え、

(ロ) 口上書第二項に請求権と関連させる内容の文句を削除

し、

「The deferred payments for the exports of the said two plants are ordinary private credits provided on a commercial basis」(上記「プラント」の輸出に対する延払は、

コマーシャル・ベースによって供給される通常の民間信用である…筆者註) に代替することを提議すれば、米国側としては日本側の反応を注視しつつ、その方向で解決されるよう支援するだろう

(ハ) 米国はPVC及びセメント工場が請求権と関連して導入されるならば、韓国国内で惹起されるかもしれない請求権事前導入の非難を憂慮する韓国政府の立場を十分理解している(8)

ちなみに、これに先立つ九月三〇日に外務省亜州局が作成した「長期決済方式による日本からのプラント輸入に関してわが方がとる立場」というポジション・ペーパーでも「米国側の見解」のうち(イ)と(ロ)の案が提示されている。この方案が米国側が提示したもののなか、あるいは韓国政府内で行ってきた案なのかは明確ではないが、どちらにしてもこの修正韓国案に米国側の「知恵」が含まれていることは確かである。

こうして、米国が仲介せざるを得ない状況で、デットロックに乗

り上げるかと思われたこの交渉は意外なかたちで決着がついた。それが朴正熙大統領による「西山私案」への裁可と米韓合作の「覚書」手交案⁽⁸⁸⁾であった。結局、この問題は一〇月一三日に朴正熙大統領が先述の「西山私案」を確認するという裁可を出したことで、結局韓国政府が日本側の修正案を受け入れ、同時に韓国政府が日本政府に日本側の口上書を確認する旨の覚書を手交することで妥結したのである。

朴正熙が日本案を受け入れた理由については資料上十分に明らかにされたとはいえないので、推測せざるを得ないが、いくつか挙げておきたい。まず、朴正熙は先述の韓国案を日本側が受け入れる可能性が少ない上に、この交渉が長引くと経済開発計画に支障を来すと判断したのである⁽⁸⁹⁾。また、「西山私案」の文面では今回の民間借款が「請求権資金」であることが、曖昧ではあれ、示唆されている点については、韓国政府がこの文面を解釈する際に、今回の借款と請求権との関連を否定することで国内での批判をかわそうと、朴正熙は決断したのである⁽⁹⁰⁾。

第四節 韓国世論への対応―借款交渉のもう一つの目的

ところで、先に掲げた一九六四年一月一四日付「プラント延払

い輸入交渉経緯」という文書によると、PVC及びセメント工場関連の借款に消極的であった日本側が積極的姿勢を見せた契機として、「韓国の政治不安」⁽⁹¹⁾が挙げられている。すなわち、日本政府が国交正常化以前に借款交渉を進めた理由の一つは韓国の経済的（そして政治的）安定の実現であった。このような日本政府の政治的意図はいわゆる二千万ドルの対韓緊急援助にも現れていた。日本政府が対韓緊急援助を実施する趣旨について、第四七国会衆議院予算委員会外務省アジア局長後宮虎郎は以下のように説明した。「二億・三億の有償、無償、金・大平了承線で一応の了解に達しましたあの金額は、この請求権問題を解決いたしましたして、国交正常化をするために供与する経済援助ということになっております。それに対しまして、二千万ドルのほうは、ことしの春以来先方の学生デモ等の政情不安がございまして、この根本の原因になっておりますのが、向こうの経済不安、工場の操業率が六割以下にも落ちているというような状況でございまして、これを救って雇用関係を幾分でもよくするために、この工場を再開するのに必要な原材料あるいは補修機械等を提供しよう、こういうことになりまして、いわば人道上の、まあ昨年来を無償でやりましたのには類似したような考え方でこれを提供することになりましたもので、全然請求権問題解決のための経済援助とは別ワクのものとして了解しております⁽⁹²⁾」。このように、後宮

は学生デモによる韓国の「政情不安」、及び「経済不安」を救うための「人道上の」措置であると説明したのである。

しかし、日本政府の意図はそれにとどまらず、対日感情の好転をはかるといったところにも狙いがあった。例えば、六・三事態から間もない一九六四年六月三〇日に裴義煥が大磯にいる吉田茂を訪問した際、吉田が「今般のデモを通じて韓国民の対日感情が良くないという報道が多かったが、韓国の国民感情を緩和させる方策はないか」と問うたのに対し、裴義煥は「日本に対する漁船輸出禁止措置、水産物の輸入制限処置など、韓日間の貿易上の不均衡を是正しなければならぬ」と力説した⁽⁹³⁾という。このような日本側の関心はその後裴義煥が韓国政府に送った電信などに現れた。一九六四年九月八日付の電信で、裴義煥は「日本側としても国交正常化前でも日本からの借款が導入され、韓国経済再建に役立つことが韓国国民の対日感情緩和に良い影響を与える」と見ていると外務部に報告している⁽⁹⁴⁾。

当時、日本政府は借款交渉を進めつつも、漁業問題の進展にも関心を持っており、とりわけ李ライン海域上での日本漁船の状況についての議論が借款交渉に関するそれとともに、この時期の外交文書にしばしば現れた⁽⁹⁵⁾。日本政府が韓国の世論に関心を持つ大きな理由の一つであったといえよう。

一方、日本政府のみならず、韓国政府そして米国政府も日韓国交樹立を推進する上で、韓国世論の動きを深く考慮していた。この点について、彼らの政治的意図が端的に現れたのが椎名悦三郎外相の訪韓であった。この件は一九六四年七月に就任した李東元外相の発案だといわれている。当初は吉田元首相を日本の植民地支配に対する「謝罪特使」として韓国を訪問させることで米韓の主導によって調整していたが、一〇月三日のバンディ・李東元会談では椎名外相訪韓の線で話が詰められた。その際、李東元が「韓日外交について、あなたの発言は我々の発言よりもさらに影響力を及ぼしているが、先日我々は日本の吉田氏が来韓（いわゆる謝罪目的）するようには話が進んでいたが、今話を聞いたところ、日本の外務長官（外相：著者註）または次官がくるというのだが、次官では困る」と発言すると、バンディ米國務次官補は「私の考えでも、日本の外務長官が来れば、（日韓会談妥結に：著者註）大いに役立つと思う。これはブラウン大使とライシャワー大使に委任する」と答え、李東元も「もしも日本からその程度の人物が（謝罪のために）来韓するのならば、我々も責任ある閣僚を日本に送ることもできるだろう」と答えた。このように、バンディ・李東元会談の時に日本外相の訪韓が現実味を帯びて検討されたのである。

ところで、この問題に関連して、米韓が関心を示したのはやはり

韓国の世論であった。李東元外相が「一部野党政治家は国民を煽動し、街頭でデモをさせている。このような点から、わが国民が持っている過去の悪い追憶をなくすために、日本側からある種の「ジェスチャー」が必要である」と発言すると、バンディ次官補は米韓が推進すべきこととして、「イ、過激な野党人士に対してはブラウン大使が緊密な接触をもって説得すること。ロ、学生問題については(中略)韓国の学生代表を東京に派遣して、日本の学生たちと議論させるのがよいと思う。現在日本にはふたつの学生団体があるが、両国の模範生たち(○)と(●)学生(○)の間に接触があるべきだ」と述べた。

その後、一〇月二〇日に駐日大使に任命された金東祚が椎名外相招待の親書を持って着任した。十一月二日にライシャワー(田○ Reichbauer)駐日米国外大使が椎名に「謝罪」を勧めると、椎名は「日本人の反発を招くし、韓国人に不満足以上のものを与える」と言って拒否した。しかし、三日後の二四日に椎名はラスク米國務長官と会見した際、「日韓間の雰囲気改善のための純粹の親善訪問」なら「来年できるだけ早い時期に実現したい」と発言し、訪韓の意志を表明した。以上のような経緯をもって、一九六五年二月一七日に椎名外相は訪韓し、金浦空港到着の際、外務省が作成した「ランディング・ステートメント」(註)を読み上げた後、二〇日に日韓基本条

約仮調印が実現したのである。

これらの諸事実を勘案すると、日本、韓国、そして米国の交渉担当者には特に「六・三事態」以後の韓国世論について重大な関心を払っていたことがわかる。ただし、三者の発想には微妙な温度差があったようである。すなわち、韓国と米国は日本からの「謝罪特使」派遣こそ、韓国世論の対日感情を好転させる契機だとして、日本に働きかけた。しかし、日本は韓国世論の問題を「経済不安」の問題であるとして、対韓経済援助によって韓国経済を安定させることで韓国世論を落ち着かせ、漁業問題を第一とする日韓会談の懸案を解決しようとしたのである。その一方で、日本は「謝罪特使」の派遣については、日本人には反発、韓国人には不満足を与えるとして消極的に対応した。

おわりに

最後に、日韓会談全体における、日韓国交正常化以前の借款交渉の位置づけについて考えておきたい。本稿の冒頭に掲げた諸課題との関連で述べると、借款交渉は直接的には日本及び韓国における経済的困難を解決するために行われた。しかし、先に述べたように、日本、韓国、そして米国の交渉担当者は六・三事態以後の韓国国内

における政治的緊張を和らげることに關心を払っており、とりわけ日本は、対韓借款供与による韓国の経済不安の解消を通じて、韓国世論の好転を期待していたのである。

また、借款交渉において、日米韓の会談推進勢力の間で意見交換が行われることで、日韓双方の意志が確認され、国交正常化以前に日本の対韓経済協力の実施が可能になった。また、本論で示された借款交渉は「大平・金鍾泌メモ」による請求権および経済協力問題の原則的合意の内容をさらに進展させたものであった。その意味で、日韓会談が進展しない状況において、日韓国交正常化以前の借款交渉は日韓の経済関係を着実に深めたといえるだろう。

もっとも日本の対韓借款供与が本格的に実施されたのは国交正常化後であり、それは民間借款についても同様であった。但し、借款交渉が正式に妥結した一九六四年一二月から第七次日韓会談が再開されるが、その首席代表はいずれも財界関係者が選ばれ、その僅か六ヶ月後に十四年続いた日韓会談が正式に妥結したのである。この日韓会談の展開とそれまでの借款交渉の展開が決して無縁であったとは思えない。

すなわち、一九六三年及び一九六四年の借款交渉の検討を通じて、民間における日韓経済協力の準備が日米韓間の政治動向と並行して推進されていたと言うよりも、むしろ政治よりも一歩先んじていた

ことが明らかとなった。そして、日本政府及び韓国政府による国交正常化以前の民間借款承認というかたちで「大平・金鍾泌メモ」の内容が現実には動き出したことが重要である。その文脈で第七次会談以降の日韓会談の展開をとらえる必要がある。つまり、本稿で論じたように、日韓の経済人が経済面から日韓関係を進展させるのに合わせて、日本政府及び韓国政府がその動きを承認し、さらに日韓会談の首席代表に財界関係者を立てて、本格的な日韓経済協力を一刻も早く開始するために、諸懸案の妥結を急いだのである。

以上のように考えるならば、国交正常化以前における借款交渉の成立は一九六五年の日韓国交正常化に至るまでの、重要なステップとなったといえるだろう。

註

(1) 本稿では日本の経済的停滞について、十分考察することができなかった。この点については別稿で改めて検討したい。

(2) 大野伴睦は一九六二年一二月一〇日にも訪韓し、一二日に朴正熙と会談している。

(3) これは一九六一年五月六〜一二日及び、一九六二年一二月一〇〜一三日に自民党議員が訪韓しているのを受けて、大野らが韓国国会議員の訪日を要請したもの。野党議員も招請したが、

固辞されたため、与克議員のみの議員団となった。

- (4) その主なものをあげると、森田芳夫「日韓関係」(吉沢清次郎『日本外交史二八』鹿島平和研究所、一九七三年)、山本剛士「日韓国交正常化」(山本剛士『戦後日本外交史二 動き出した日本外交』三省堂、一九八三年)。

- (5) たとえば、次のような議論である。

「日韓体制とは、アメリカの主導に基づく東アジアにおける軍事体制として構築されたものであり、六〇年安保条約の締結であった。しかし六〇年の頃とはことなっており、この日韓条約の時期においては、日本のいわゆる経済成長によって、日本自身が経済的帝国主義的復活を遂げつつあり、日韓条約によって日本の資本が、新植民地主義と呼ばれる、新しい経済進出への道を開くことになった」。(斉藤孝「新安保体制と日韓条約」(『岩波講座日本歴史二三 現代二』岩波書店、一九七七年)、三七六～三七七頁)。

- (6) 李鍾元「韓国日国交正常化の成立とアメリカ」一九六〇～六五年一」(近代日本研究会編『戦後外交の形成(年報・近代日本研究一六)』山川出版社、一九九四年)、二七三頁。

- (7) 同前、二九九頁。

- (8) 同前。

(9) 木宮正史「一九六〇年代韓国における冷戦と経済開発―日韓国交正常化とベトナム派兵を中心にして―」(『法学志林』九二一四、一九九五年三月、一四頁)。また、木宮の「内包的工業化戦略」論については、木宮「韓国における内包的工業化戦略の挫折・五・一六軍事政府の国家自律性の構造的限界」(『法学志林』九二一三、一九九四年一月)を参照。

- (10) 同前、二五頁。

(11) この点について、木宮は「一九六〇年代韓国における冷戦外交の三類型―日韓国交正常化、ベトナム派兵、ASPAC」(小此木政夫・文正仁編『市場・国家・国際体制(日韓共同研究叢書四)』慶應義塾大学出版会、二〇〇一年、第一部第二章部分)において、米国と韓国の外交文書を利用しつつ、実証的部分を補充している。木宮によると、一九六〇年代の朴正熙政権が推進した三つの重要な外交政策のうち、日韓国交正常化交渉は冷戦「順応」型外交、ベトナム派兵は冷戦「過剰対応」型外交、そしてASPAC結成を冷戦「自立」型外交であり、この三者は相互補完的関係にあったという。さらに、韓国における戦後補償要求運動のうごきを踏まえつつ、請求権問題を中心とする実証的研究を進めたものとして、太田修『日韓交渉 請求権問題の研究』(クレイン、二〇〇三年)が挙げられる。

(12) 李元徳「日本の戦後処理外交の一研究―日韓国交正常化交渉

(一九五二―一六五)を中心に―」(東京大学大学院総合文化研究科国際関係論専攻博士学位請求論文、一九九四年八月)二四七頁。また、韓国語版は이원덕『한일 과거사 처리의 원점―

일본의 전후 처리 외교와 한일회담―』서울대학교출판부、一九九六年、三〇四頁。また、財界の動向を中心に考察した研究として、木村昌人「日本の対韓民間経済外交―国交正常化をめぐる関西財界の動き―」(『国際政治』九二、一九八九年一月)がある。

(13) 高崎宗司『検証 日韓会談』岩波新書、一九九六年。

(14) 木村昌人前掲論文、一一八―一二九頁。

(15) 金斗昇「池田政権の安全保障政策と日韓交渉―『経済安保路線』を中心に―」(『国際政治』二二八、二〇〇一年一〇月)、二〇五頁。

(16) 同前、一九三頁。金斗昇によるこれらの指摘は重要である。ただし、「経済安保」的な発想が日本独自の安全保障政策の論理と呼ぶのかどうか疑問であり、また、日本政府の外交が「一定の自主性」をもって行われたという見解も、請求権交渉自体の検証という作業をふまえた上でなされるべきである。

(17) この点について、筆者は韓国の反対運動について、以下の論文を発表したことがある。요시자와 후미토시「한국에서의 한일회담 반대운동의 전개―一九六四―六五年을 중심으로」(『중

한인문과학연구』六、二〇〇一年六月)。

(18) 例えば一九六三年三月五日の第四三国会参議院予算委員会において、参議院同志会の大竹平八郎議員の質問に答えて、池田首相は「やはり隣国のこの苦しい状態を見ました場合に、もし向こうの要求があれば、私はこの際延べ払いその他の方法で経済危機を緩和するようにこちらも協力することが適当な方法ではないかと、こう考えまして、外務省その他に調査をさせておるのであります」と答弁している(第四三国会参議院予算委員会会議録、一九六三年三月五日付)。

(19) 一九六四年三月九日付 発信・裴義煥駐日大使 受信・金溶植外務部長官(外交安保研究所蔵韓国政府外交文書「国交正常化以前の韓・日経済協力政策」、フィルム番号M―〇〇二―〇二、フレーム番号一五)。元來池田政権は対韓援助に積極的であった。一九六一年六月に池田首相がケネディ米大統領と会談するために準備されたポジションペーパー(五月三一日付)によると、日本政府は「二年間に五千万ドル、海外経済協力基金から抛出、三〇年償還(五年据置)、金利四%」という具体

的条件まで検討していた（外務省外交史料館所蔵「池田総理米

四一）。

国カナダ訪問関係一件」（一九六一年一月～一九六二年三月）、
リール番号A〇〇三六一、N〇.二三〇九（二三二八）。

(29) 同前、フレイム番号三六。
(30) 同前、フレイム番号三六。

(20) 一九六三年四月二〇日付 作成者・経済協力課・이창午 題
目：経済外交調整委員会会議資料（問題：国交正常化前の韓日
経済協力）（前掲「国交正常化以前の韓・日経済協力政策」、フ
レイム番号二五（三二））

(31) 同前、フレイム番号三九。
(32) 同前、フレイム番号四〇。
(33) 同前、フレイム番号四一。

(21) 同前、フレイム番号二六。

(34) 同前。
(35) この点について、太田修は日韓会談第二次政治会談予備折衝

(22) 同前、フレイム番号二九。

会議録を検討して、日韓会談においても国交正常化以前の民間

(23) 同前。

借款の実施が論議されていたことを明らかにした。さらに、太

(24) 同前、フレイム番号三〇。

田は、本稿でも使用された外交安保研究所蔵韓国政府外交文

(25) 一九六三年五月三日付 発信：元容奭経済企画院長 受信：金
溶植外務部長官 題目：国交正常化前の対日本外資導入方針
（前掲「国交正常化以前の韓・日経済協力政策」、フレイム番号
三三（三六））。

書などを検討した上で、「ともあれ全体の流れとしては、韓国
政府は日韓間の「経済協力」を推進する方向に動いていたので
あり、少なくとも一九六三年の前半頃には、日韓間の経済的相
互依存関係を促進することによって「輸出志向型工業化戦略」
を本格的に推し進めていく意志を明確にしつつあったといえる」
と論じた（太田修前掲書、二二六（二三二頁））。著者も同様の
見解を持っている。

(26) 同前、フレイム番号三四。

(36) 当初、この工場の建設を請け負った蔚山肥料工場株式会社は

(27) 同前、フレイム番号三五。

一九六一年五月に李秉喆によって設立され、後述のように、神

(28) 一九六三年五月二七日付 発信：朴忠勳商工部長官 受信：金
溶植外務部長官 題目：国交正常化前の韓日経済協力（前掲

「国交正常化以前の韓・日経済協力政策」、フレイム番号三七）

一九六一年五月に李秉喆によって設立され、後述のように、神

戸製鋼と借款契約を結んだ。しかし、一九六三年五月三十一日に韓国政府が同工場建設に対する投資希望者を世界各国から公募すると公表したため、神戸製鋼との契約は自然解消された（『朝日新聞』一九六三年六月二日付）。その後、蔚山肥料工場株式会社も一九六三年末に解体され（『三星五十年史』三星秘書室、一九八八年、一六七頁）、蔚山第三工場の建設は米国企業からの投資を受けつつ、嶺南化学株式会社が推進した。

ところで、李秉喆（一九一〇年二月二日～一九八七年一月一九日）は一九五一年に釜山で三星物産を設立して以来、三星グループの中心的存在として活動。一九六一年に韓国経済人協会の初代会長に選出された。李秉喆は一九六四年八月に韓国肥料工業株式会社を設立し、同企業は一九六七年四月肥料工場竣工と同時に政府管理企業となる。一九七六年四月に韓国の肥料会社としては初めて株式公開し、一九九四年に三星精密化学株式会社に商標変更して、現在に至る。

韓国肥料工業株式会社が推進した第五肥料工場建設については一九六四年八月二〇日に三星物産と三井物産が借款及び建設契約を締結、同日三星物産と米国の Intenas Co.と尿素肥料輸出契約を締結した。そして、二七日に韓国肥料工業設立後、一九六五年五月二五日に同事業が韓国の外資導入促進委員会の

承認を受け、同年八月四日に国会に承認された。一九六六年一月に着工、同年末に竣工、一九六七年一月から始動した（経済開発計画評価教授団『第一次経済開発五カ年計画評価報告書』企画調整室、一九六七年、四二九頁）。

(37) 一九六二年二月一日付 発信：裴義煥駐日大使 受信：崔徳新外務部長官 題目：蔚山肥料工場建設計画（外交安保研究院所蔵韓国政府外交文書「対日肥料工場建設借款導入」、フィルム番号M10002123、フレーム番号五）。

(38) 同前、フレーム番号七。この件について、裴義煥は「一九六二年二月一日現在、経済視察団員として訪韓中の神戸製鋼社長が経済企画院長に説明したことがある」という情報を付記して、この件を経済企画院長に伝えるよう指示している（同前、フレーム番号五）。

(39) 一九六二年二月一八日付 発信：裴義煥駐日大使 受信：崔徳新外務部長官 題目：蔚山肥料工場建設計画（同前、フレーム番号九）。

(40) 一九六三年四月一六日付 発信：裴義煥駐日大使 受信：崔徳新外務部長官 題目：蔚山肥料建設及び延べ払い取引契約締結（前掲「対日肥料工場建設借款導入」、フレーム番号二三）

(41) 同前、フレーム番号二三。CGとは、確認取消不能信用状の

こと。その後裴義煥が追記し、フランクト代金は四四百万ドルと報告した(同前、フレイム番号一八)。

(42) 同前、フレイム番号二四〇二五。

(43) 一九六三年四月三〇日付で裴義煥駐日大使が外務部に宛てた電信において、「対日請求権に付随する二つの問題」が何であるかは明らかにされていないが、一九六二年二月五日付の裴義煥が外務部に宛てた電信によると、請求権問題と関連して、韓国が対日貿易を通じて負った債務を無償援助の金額から差し引く方法と有償援助の財源(海外経済協力基金か輸出入銀行か)及び利率などが未解決の問題として残されていたことがわかる(李度晟『美録朴正熙と韓日会談 五・一六から調印まで』、寒松図書出版、一九九五年、一五六〜一五八頁)。

(44) 一九六三年四月三〇日付 発信・裴義煥駐日大使 受信・崔徳新外務部長官(同前、フレイム番号二七)。

(45) 例えば、一九六三年三月二七日衆議院外務委員会において、社会党の岡田春夫議員が新潟鉄工によるディーゼル機関車五二両の対韓延べ払い輸出について、日本政府の姿勢を追及した(第四三国会衆議院外務委員会会議録、一九六三年三月二七日付)。

(46) 昭陽江水力発電所の建設計画は元々第一次経済開発五カ年計

画の一環として予定されていたが、結局第二次経済開発五カ年計画に移行された。同事業については韓国電力と丸紅などとの間で一九六七年四月二日に正式に契約が成立したが、その後政府方針(多目的ダム建設計画)により、一九六七年一〇月に韓国電力から政府建設部に事業が移管されたことに伴い、同年から韓国水資源公社が一切の業務を担当することになった。同発電所は一九七〇年一月に着工し、一九七三年一〇月に竣工した(大韓電気協会『電気年鑑(一九七一年版)』一九七一年、九二頁、同『電気年鑑(一九七四年版)』一九七四年、九五頁)。

(47) 一九六三年四月二六日付 作成者・李載仁・金善集(韓国電力株式会社常務理事) 題目・出張経緯報告書(外交安保研究所蔵韓国政府外交文書「対日重工業施設建設借款導入」、フィルム番号M一〇〇二一一二、フレイム番号七〇八)。その全文は次の通りである。

「電源開発二カ年(五カ年：著者註)計画に関連した昭陽江、忠州、八堂の三個の水力地点開発に必要な外資を民間借款長期延べ払い条件で当社に日本各社が提供するという提議により、本国人が来日して、その間日立、三菱、東芝の三大重電機製作所や丸紅、三井物産など商社と会議を繰

り返した後、我が国にもっとも有利な条件である丸紅を通
して提出されたものを下記の通り報告致します。

下記条件は日本政府の承認を得た後、事務的に進行される
だろうことを茲に申し添えておきます。

記

一、民間借款 Commercial Base で推進する。

二、 Down Payment (前受金) として、契約時には支
払わないで、船積時ごとに一〇%を支払うことを目標とす
る。

三、延べ払い期間は据置期間(建設期間をいう)を含め
て一五年を目標とする。

四、金利は輸出入銀行融資を期待するものとして、五、
七五%以下、韓国電力要求金利五%まで引き下げること
を目標とする(同前、フレーム番号七〇)

(48) 一九六四年一月一七日付 発信…裴義煥駐日大使 受信…丁
一権外務部長官(外交安保研究所蔵韓国政府外交文書「原資
材導入のための対日緊急借款導入交渉」、フィルム番号M一〇
〇〇二二四、フレーム番号六)

(49) 一九六四年一月二三日付 発信…裴義煥駐日大使 受信…丁

一権外務部長官(参照…経済企画院長) 題目…なし(同前、
フレーム番号二二)

(50) 同前。

(51) 一九六四年一月二四日付、発信…外務部通産局長、受信…外
務部亜州局長(同前、フレーム番号二一)

(52) 一九六四年一月二五日付、発信…丁一権外務部長官、受信…

裴義煥駐日大使(同前、フレーム番号二三)

(53) 一九六四年一月二九日付 発信…裴義煥駐日大使 受信…丁
一権外務部長官(同前、フレーム番号一五)

(54) 一九六四年一月三〇日付、発信…亜州局長、受信…通商局長、
同前、フレーム番号一四。

(55) 国家社会主義者で全日本愛国者団体会議最高顧問。河野一郎
らとの強いパイプを持っていたといわれる。

(56) 一九六四年二月一日付 発信…裴義煥駐日大使 受信…丁
一権外務部長官 (参考及び写本…経済企画院長) 題目…対
日緊急借款 (同前、フレーム番号一九二〇)。なお、この
文書は一九六四年二月一七日付で経済企画院長に回付された。

(57) 同前、フレーム番号二一。

(58) 同前、フレーム番号二〇。

(59) 同前、フレーム番号二一。

(60) 『朝日新聞』一九六四年六月一日付(東京、朝刊一二版)。

吉田は一九六二年の春にケネディ米大統領と会見した際、ケネディから「韓国及び自由中国に対する物心両面の積極的な後援と援助を要望」されたことがあり、「特に韓国の政治、経済両面の安定が至急に要望されるので池田首相にも数次これに関して述べたことがあった」という(一九六四年六月三〇日に裴義煥が大磯で吉田と面談したときの情報、一九六四年七月一日日付、発信…裴義煥、受信…丁一権外相、前掲「長期決済方式による対日資本財導入」、フレイム番号四九)。そのため、先のPVC工場及びセメント工場プラントに関する交渉において、吉田は韓国側の要望を伝える役割を期待された(一九六四年六月二五日付、発信…裴義煥駐日大使、受信…丁一権外務部長官、同前、フレイム番号四七)。

(61) 『朝日新聞』一九六四年八月一日付(東京、夕刊三版)。

(62) 『朝日新聞』一九六四年二月一日付(夕刊)。

(63) 『朝日新聞』一九六四年六月一日付。

(64) 『朝日新聞』一九六四年六月二日付。

(65) 『朝日新聞』一九六四年六月二五日付。

(66) 『朝日新聞』一九六五年四月一日付。『日本経済新聞』一九六五年六月二日付(東京一二版)、及び七月一六日付。

(67) 一九六五年四月三日に発表された「赤城・車均禮両農相共同

コミュニケ」のうち、韓国の海産物に関する部分は次のとおり。「車長官は、日本国政府が大韓民国に対する漁船及び漁具の輸出に加えている諸般の禁止及び制限措置を即時撤回し、海苔をはじめとする各種の韓国水産物の輸入の増大のための措置をとることを要望した。これに対して、赤城大臣は、両国の国交正常化との関連において、対韓漁船輸出を解禁することを考慮し、また、今後ともできる限り韓国水産物の輸入の増大をはかり、もって両国間の貿易の均衡化に貢献したい旨述べた」(『国際問題』六二、一九六五年五月、五九頁)。

(68) PVCとは Polyvinyl chloride、ポリ塩化ビニールの略である。ここではPVC及び苛性ソーダ・プラントを指す。大韓プラスチック会社は一九六二年七月に大韓生命と楽喜化学の共同投資により設立された。この事業については、同年二月には同社と日本窒素株式会社資本財導入及び技術協力のための仮契約を締結した。一九六五年に同社と新日本窒素肥料株式会社借款契約を締結し、一九六六年一月に竣工した(一九六二年一月起工、『第一次経済開発五カ年計画評価報告書』、四四七～四四九頁)。

(69) 一九六四年三月付 作成者不明記 題目…PVC工場建設及

び第五セメント(工場)建設のための対日延べ払い導入(外交
安保研究所蔵韓国政府外交文書「長期決済方式による対日資
本財導入」、フィルム番号M10003107、フレイム番号
九)。この資料は一九六四年三月現在、これらの事業が対日借
款によって進められることになった経緯を示している。

(70) 同社は一九六五年六月に忠北セメントと商標変更し、その後
一九七三年一月には亜細亜セメント工業株式会社に商標変更
し、現在に至る(「亜細亜セメント工業(株)製鉄工場沿革」
http://www.knmc.co.kr/media/fpmzn9904_spot.htm)。

第五セメント工場については、一九六四年一月二五日に
同社と伊藤忠商事株式会社との間で本契約が締結された後、一
九六五年三月に同社が政府支援保証承認を得て、一九六五年四
月一日に堤川工場の起工式を行い、一九六六年一月一三日に
竣工式を挙行了(「第一次経済開発五カ年計画評価報告書」、
四一六頁)。

(71) おそらくここで「有償三億ドル」といっているのは、民間
「産業」借款一億以上を含めた金額であろう。

(72) 一九六四年四月二〇日付 発信：丁一権外務部長官 受信：
裴義煥駐日大使 題目：国交前の韓日経済協力(長期決済方式)
方針施行に関する訓令(前掲「長期決済方式による対日資本財

導入」、フレイム番号一四)

(73) 同前、フレイム番号一四〇一五。

(74) 一九六四年六月二五日付 発信：裴義煥駐日大使 受信：丁
一権外務部長官(同前、フレイム番号四七〇四八)など。

(75) ポリアクリル繊維工場のこと。一九六四年五月頃に韓国政府
が日本政府に要請し始めた三番目の事業。

(76) 一九六四年七月一六日付 発信：張基栄経済企画院長官 受
信：丁一権外務部長官 題目：長期決済方式による対日延べ払
い取引(前掲「長期決済方式による対日資本財導入」、フレイ
ム番号六五)。

(77) 一九六四年七月三日付 発信：外務部 受信：張基栄経済
企画院長(同前、フレイム番号六七〇六八)

(78) 一九六四年七月一五日付 発信：丁一権外務部長官 受信：
裴義煥駐日大使(同前、フレイム番号六六)

(79) 一九六四年七月三〇日付 提出者：張基栄経済企画院長官
題目：長期決済方式に依る対日資本財導入(経済長官会議案件)
(同前、フレイム番号二六〇一七)、原文は日本語。このう
ち、「本年五月二八日の日韓会谈首席代表第七回非公式合会に
おいて、裴(義煥)代表が述べられたとおり」という部分は韓
国政府の確認要請により、日本政府がその事実関係の誤りを認

めて、取り消された。

(80) なお、ポリアクリル繊維工場についてはこの二件の推進状況をみて検討決定されると付記されている(同前、フレイム番号一〇六)。

(81) 同前、フレイム番号一〇三。

(82) 同前、フレイム番号一〇五〜一〇六。

(83) 一九六四年九月三日付 発信…裴義煥駐日大使 受信…李東元外務部長官 題目…なし (同前、フレイム番号一七〇〜一七二) 日本語訳は「口上書」最終案の日本語版(同前、フレイム番号二九〇)による。

(84) 一九六四年九月二日付 題目…会談記録 (同前、フレイム番号二〇二)

(85) 日本政府はこの点をもっとも問題にしていた。とりわけ省間協議において、大蔵省の同意を得る上で、大平・金鍾泌合意の範疇を厳密に守るという前提があったものと推測される。

(86) 一方、韓国政府が一番神経を使っていたのは韓国世論であった。反対運動を軍事力及び警察力で押さえつけているとはいえず、日韓会談を推進する朴政権に対する国民の不信感は依然として高い状況で、「請求権資金」の事前導入はそれ自体野党による格好の政府への攻撃材料となり得た。この点については後述す

る。

(87) 一九六四年一〇月五日付 作成者不明記 題目…会談記録 (前掲「長期決済方式による対日資本財導入」、フレイム番号二二三〜二三四)

(88) 一九六四年一月一日付 作成者不明記 題目…ブランド延払い輸入交渉経緯(同前、フレイム番号二九四〜二九六)

(89) 裴義煥駐日大使は日本の強硬姿勢についてたびたび報告しており、それが朴正熙の政治判断に影響を与えた可能性が高い。例えば、一九六四年九月二四日付の李東元外務部長官宛の文書で、裴義煥は九月二日に外務省の岡田経済協力課長との非公式会談の内容について報告した際、「現在の日本側の態度をみると、日本側の立場の変更が相当難しいものと観測される」と述べている(同前、フレイム番号二〇九)。

(90) 一九六四年二月二九日、丁一権國務総理(首相)は借款問題について次のように述べた。「野党が問題にしている塩化ビニール製造、セメントなどのプラント、計八三〇万ドルの日本の民間ベース借款は、大平・金(キム)合意に基づくものであり、民間借款は国交正常化前でも受け入れる」(『朝日新聞』一九六四年二月三〇日付)。この論理は同年二月三日に李東元外相が野党・民政党議員三名に「大平・金鍾泌メモ」の原

本を提示したことに関連して、同メモにおける「国交正常化以前トイエドモ直チニ協力スルヨウ推進スルコト」という部分を強調して、総額五億ドルの無償・有償援助と一億ドル以上の民間借款を区別するものであるといえる。

(91) 前掲「長期決済方式による対日資本財導入」、フレイム番号二九四。

(92) 第四七国会衆議院予算委員会会議録、一九六四年二月二日付。先ほどの「PVC・セメント」借款とこの二千万ドル緊急援助はしばしば混同され、二千万ドル緊急借款について、同年一月二八日の同予算委員会で椎名悦三郎外相が「大平・金メソ」による商業借款の範疇と発言したことで日本及び韓国の国会が混乱するほどであった。この日、田中角栄蔵相からこれらの借款の性格を区別する政府の統一見解が発表されて、事態は収拾された。

(93) 一九六四年七月一日付 発信…裴義煥駐日大使 受信…丁一権外務部長官(同前、フレイム番号五〇)

(94) 一九六四年九月八日付 発信…裴義煥駐日大使 受信…李東元外務部長官(同前、フレイム番号一八四)。

(95) 一九六四年八月に第二八源福丸が拿捕されるなど、とりわけ同年八月から九月の盛漁期に韓国の李ライン警備が強化され、

日韓双方の国民感情が悪化したことが裴義煥の韓国政府への電信にしばしば現れた(同前、フレイム番号一七八、一六三、一九七)。

(96) 「外務部長官とバンディ会談」(一九六四年一〇月三日にソウルで行われた同会談会議録、外交安保研究所蔵韓国政府外交文書「米国务務省東部アジア及び太平洋担当次官補訪韓」フィルム番号C—〇〇九—四二、フレイム番号九五)。

(97) 同前、フレイム番号九三。この発言の後、李東元は国内世論について「学生」「野党」「新聞」「圧力団体」に分けて、その対策を論じている(同前、フレイム番号九三、九四)。

(98) 同前、フレイム番号九四。米国は日韓会談への介入について、とりわけ日本側に悪影響を与えるという理由で慎重であった。しかし、韓国の世論状況に対する分析及びそれへの対策について、たびたび外交文書上で議論された。例えば、五月二日付でブラウン駐韓大使に当たった文書で、國務省は韓国の反対勢力が抱えている「怖れ」について、(一)日本の支配に対するおそれと、(二)米国による日本への対韓負担肩代わり(そして、米国が韓国も見捨てること)を挙げ、それらへの対策として前者には教育、後者には米国の何らかの行動の必要性を説いている(341. Telegram From the Department of State to the

Embassy in Korea, Washington, May 12, 1964. "FOREIGN RELATIONS OF THE UNITED STATES 1964-1968, Volume XXIX, Korea"

- (99) 350. Letter From the Ambassador to Korea (Brown) to the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Bundy), Seoul, October 23, 1964. "FOREIGN RELATIONS OF THE UNITED STATES 1964-1968, Volume XXIX, Korea"

- (100) 353. Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, Tokyo, November 21, 1964, 0357Z. "FOREIGN RELATIONS OF THE UNITED STATES 1964-1968, Volume XXIX, Korea"

- (101) 「椎名大臣、ラスク米國務長官会談における大臣発言要旨」(外務省外交史料館所蔵「椎名外務大臣訪米関係一件」(一九六四年九月〜十二月)、リール番号A—〇三六二、N〇、一八五九)

- (102) その核心部分は次の通りである。「日韓両国は、古くから衣帯水の隣国として、人の交流はもちろん、文化的にも、経済的にも、深いつながりがありました。両国の長い歴史の中に、不幸な期間があったことは、誠に遺憾な次第でありまして、深

く反省するものであります」(『記録椎名悦三郎 下巻』椎名悦三郎追悼録刊行会、一九八二年、四九頁)。

- (103) 第七次会談の日本側首席代表は大阪商工会議所会頭の杉道助であったが、同年二月一四日に病死した。その後、日本政府は「①年内決定②財界からの選出」を基本方針として、首席代表の後任人事を検討した結果、三菱電機相談役の高杉晋一が新たな首席代表として就任することになった。高杉は経団連経済協力委員長や訪印機械工業使節団長として活動していた。この人事には植村甲午郎や岸信介が関与していたといわれる。

一方、一九六四年一〇月に裴義煥に代わって、金東祚が駐日大使に就任し、第七次日韓会談の首席代表も務めた。当時KOTRA(韓国貿易振興公社)社長だった金東祚が駐日大使に就任したのは三星グループの李秉喆らが朴正熙に推挙したことが大きいといわれている。金東祚は九州帝国大学法文学部を卒業しており、解放後は韓国政府外務部に勤務した。そして、日韓会談で予備会談、第一次・第四次会談に関与し、とりわけ第四次会談の際、金東祚は外務次官として岸内閣との交渉を担当、岸や佐藤に近い矢次一夫と親しかった。財界からの推薦に加えて、このような彼の経験が日韓会談担当外交官として再び抜擢された理由であると考えられる。